



平成 27 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ プ ロ セ ル
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 横 山 周 史
 (コード番号：4978)
 問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 帯 田 大 悟
 (TEL. 045-457-3887)

**第 10 回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）の発行及び
 新株予約権買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 8 月 13 日開催の取締役会において、Evolution Biotech Fund を割当先とする第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」という）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、Evolution Biotech Fund との間で新株予約権買取契約（コミット・イシュー※）を締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。本資金調達は、当社が本格的に再生医療への進出を果たす上で必要となる資金を確保することが目的となります。また、①原則として概ね 4 ヶ月の期間にわたり割当予定先が段階的に本新株予約権を行使することをコミットしている点、②既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能である点、から本スキームを採用することを決定いたしました。

1. 募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 27 年 8 月 31 日
(2) 新株予約権の総数	4,000,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 8,500,000 円（第 10 回新株予約権 1 個当たり 2.125 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	4,000,000 株（新株予約権 1 個につき 1 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	2,201,000,000 円（注）
(6) 行 使 価 額	当初行使価額：551 円 本新株予約権は、平成 27 年 8 月 31 日から 10 価格算定日（以下に定義する。）が経過する毎に行使価額が修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する 10 価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の 91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げ

	<p>た額（ただし、当該金額が、①下記 3. (1)②記載の上限行使価額（ターゲット価格）を上回る場合は上限行使価額（ターゲット価格）とし、②下記 3. (1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。）に修正される。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）</p>
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割 当 予 定 先	Evolution Biotech Fund
(9) そ の 他	<p>当社は、Evolution Biotech Fund との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、新株予約権買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p>

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

※コミット・イシューとは

当社が新株式の発行予定株数（4,000,000株）を予め定め、80 価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）に基づき、原則として割当予定先が必ず全株式を購入する（**全部コミット**）手法です。購入に際しては、新株予約権の行使請求（原則計 9 回）を通して行われます（詳細については、3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要をご参照下さい。）。各回の行使においては、割当日の翌日（初回行使）に 100,000 株相当分以上の本新株予約権を行使すること、及び原則として各 8 回にわたり 10 取引日毎に各回 300,000 株相当分以上の行使をすることを（**部分コミット**）約しております。前者の「全部コミット」と後者の「部分コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

また全株数において 908 円というターゲット価格（上限行使価額）を定め、各 8 回の修正後の行使価額（なお、修正後の各行使価額は、価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）を基準に算出されます）と比較して発行されることとなります。

	第 10 回新株予約権
発行数	4,000,000 個
発行価額の総額	8,500,000 円
行使価額の総額	2,204,000,000 円
期間	最長 5 ヶ月
行使回数（原則）	通算で最大 9 回（予定）
ターゲット価格（上限行使価額）	908 円
行使価額	VWAP の 91%
全部コミット	有り
部分コミット	有り
下限行使価額	303 円

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てを当初行使価額で行使したと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、ヒト iPS/ES 細胞の技術を基盤とした iPS 細胞事業と臓器移植に係わる臨床検査事業の 2 事業を展開しております。第 11 期（平成 25 年 3 月期）には、設立以来初の黒字化を達成し、平成 25 年 6 月に大阪証券取引所 JASDAQ 市場（現 東京証券取引所 JASDAQ 市場）に上場いたしました。

当社の主力事業である iPS 細胞事業は、研究試薬製品と細胞製品の 2 つの製品群で構成されております。研究試薬製品は、ヒト ES/iPS 細胞の研究に用いる研究試薬類であり、具体的には、大学や研究所における研究用途として培養液、剥離液、凍結保存液などを製造販売しております。細胞製品は、ヒト iPS 細胞から分化（変化）させて作製した機能細胞であり、主に製薬企業において新薬候補化合物の薬効試験や毒性試験に使用する細胞を製造販売しております。具体的には、製薬企業でのニーズが高い iPS 細胞由来の心筋細胞、神経細胞、肝細胞の 3 種類を販売しておりますが、これらはいずれも当社が世界で初めて上市に成功した製品になります。

また、グローバルに展開する当社グループは主に、当社、Stemgent, Inc.（米国）、BioServe Biotechnologies, Ltd.（米国）、Reinnervate Limited（英国）の 4 社で構成されております。Stemgent は最先端の iPS 細胞試薬を手掛け、BioServe はヒト生体試料のバンキング及び提供、Reinnervate は 3 次元培養デバイスの開発・製造・販売を行っております。グループ各社が一体となり iPS 細胞事業を展開することで 3 つの優位性を際立たせることとなりました。第 1 の優位性は、iPS 細胞製品の豊富な品揃えをワンストップで提供することであり、競合との差別化と顧客利便性の向上を図ります。第 2 に、東京大学や京都大学をはじめ、米国のハーバード大学・マサチューセッツ工科大学・英国のダーラム大学等との世界的な研究ネットワークを構築し、世界最先端の技術シーズを継続的に吸収して競争力の高い新製品を開発しています。また、第 3 として、日米欧にまたがる世界規模の販売チャンネルと高効率のネット販売を活かし、各社製品の相互販売によるグローバル展開を推し進めております。

このように、上場以降の増資により確保した資金を用いて、iPS 細胞事業を順調に拡大しております。当社の iPS 細胞事業は、既存の研究試薬及び創薬応用の領域に留まらず、再生医療への展開を本格的に検討しております。

法的にも「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」並びに「薬事法等の一部を改正する法律」が平成 26 年 11 月 25 日に施行されたことにより、大手製薬企業を含めた企業サイドによる再生医療の事業化に向けた取り組みがはじまるなど、再生医療への進出を果たすための土台は整いつつあります。

今回の資金調達は、「再生医療への進出」に向けた本格的なビジネスモデルを先導して構築するためものとなります。平成 29 年 3 月期に再生医療進出に向けた研究開発を本格化することを見据え、それに必要となる設備・体制構築費用として充当いたします。先行投資によって競争力を高めることにより、当社の中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社は Evolution Biotech Fund との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結予定です。

① 行使コミット条項

割当予定先は本新株予約権の発行日以降、原則として 80 営業日（概ね 4 ヶ月）以内（ただし、下記の行使コミット消滅が生じる場合に備えて本新株予約権の行使期間は平成 28 年 2 月 1 日（発行日から概ね 5 ヶ月後）とされており、かつ市場混乱事由が生じた場合には行使期間の末日は当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長されます。）に、全ての本新株予約権を行使完了することをコミットしています

(以下、「全部コミット」といいます。)。またそれに加えて、発行日の翌日に100,000株相当分以上の本新株予約権を行使すること、及び原則として8回にわたり10取引日ごとに各日300,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています(以下、「部分コミット」といいます。ただし、部分コミットを実行するにあたり、残存する本新株予約権が300,000株相当分に満たない場合、当該残存分のみが対象となります。市場混乱事由が生じた場合、適宜調整されます。以下本①において同じ。)。かかる全部コミットと部分コミットが存在することで、当社はプログラム全体の資金調達と、一定期間毎のキャッシュ・フローの確保を両立することが出来ます。ただし、①10取引日ごとの300,000株相当分以上の本新株予約権の行使コミット

(部分コミット)は、それに先立つ10価格算定日の期間内のいずれかの取引日において取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額(下記②において定義される。)の110%以下となった場合には消滅します(以下、「行使コミット消滅」といいます)。なお、割当予定先は行使コミット消滅の場合にもその自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。1度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先はその時点で残存する部分コミットに加えて、発行日から原則として90営業日後の日に300,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。また、2度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先は同様に発行日から原則として100営業日後の日に300,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。ただし、3度目以降の行使コミット消滅が起きた場合にはさらなる追加的な部分コミットは以後発生しません。そのため、残る部分コミットは引続き存在する一方で、割当予定先の全ての本新株予約権を行使するとコミット(全部コミット)は消滅します。②割当予定先によるかかる行使コミット(全部コミット及び部分コミット)は、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅するものとされています。

② 行使価額のリセット

本新株予約権は、平成27年8月31日から10価格算定日が経過する毎に行使価額が修正されます。この場合、修正日の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する10価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、①上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義します。)を上回る場合には上限行使価額(ターゲット価格)とし、②下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額とします。)に修正されます。「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初908円とし、「下限行使価額」は当初303円としますが、上限行使価額(ターゲット価格)及び下限行使価額は本新株予約権の本発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(3) 本スキームの特徴」に記載の[メリット]および[デメリット]がありますが、本スキームは原則として概ね4ヶ月の期間にわたり割当予定先が段階的に本新株予約権を行使することをコミットしているため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(3) 本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の事業計画上喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 短期間における確実な発行

新株式発行予定株数(4,000,000株)を、原則として80取引日期間において全株発行(全部コミット)します。

② 分割発行

80取引日期間内の権利行使は、原則として9回のみです。各回行使には「部分コミット」条項も付与されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、部分コミットによるタイムリーなキャッシュ・フ

ロー確保を両立することが出来ます。

③ マーケット・インパクトの分散

公募による新株式発行を行う場合、一度に多量の株式が市場に放出されることとなるため、需給環境の悪化による株価下落と、それに伴う資金調達額の減少懸念があります。本新株予約権では、80取引日期間に分散して発行していくことにより、市場の需給環境を悪化させることなく資金調達を進めることができ、資金調達額の減少懸念を和らげることが期待されます。

④ 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している4,000,000株について、908円というターゲット価格を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、80取引日の経過を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑤ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、第三者割当という形式で機動的な発行準備を行い、本新株予約権を予めスタンバイできます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価上達時の資金調達額の限界

ターゲット価格が908円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額がターゲット価格による調達額が上限となります。

③ 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

[他の資金調達方法との比較]

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかが不透明であり、資金調達方法として適当でない判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、現時点では適当な割当予定先が見つかっておらず、また見つかったとしても第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需

要を満たす金額の資金調達を行うことは困難な見込みであるため、本新株予約権の発行により資金調達のパイプを整備する必要があると判断いたしました。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

④ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。なお、当社は2期連続で経常赤字を計上しているため、ノンコミットメント型のライツ・イシューは実施することが出来ません。

⑤ 社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	2,212,500千円
本新株予約権の払込金額の総額	8,500千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,204,000千円
② 発行諸費用の概算額	11,500千円 (内訳) 登記費用 8,500千円 価額算定及び調査費用 2,000千円 届出書作成費用等 1,000千円
③ 差引手取概算額	2,201,000千円

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てを当初行使価額で行使したと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 設備投資費用・設備運用費用	441	平成27年9月～ 平成30年8月
② 臨床治験費用	1,320	平成27年9月～ 平成32年8月
③ その他研究開発費用	440	平成27年9月～ 平成32年8月

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本新株予約権買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権行使を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して 20 取引日に達した場合及び行使コミット消滅が 3 回発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合及び調達資金が超過した場合には、上記使途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

なお、上記の具体的な使途①～③は時系列での投資順序を表しており、調達した資金は支払時期の早いものから順次充当してまいります。

① 設備投資費用・設備運用費用

再生医療用の試薬製品・細胞製品を市場に展開するためには、臨床治験を実施する必要があり、治験薬を製造する際に遵守すべきガイドラインである GMP (Good Manufacturing Practice: 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準) に準拠することが求められます。具体的には、①細胞医薬品の有効性及び安全性、②臨床試験の適切性・信頼性の確保、③被験者の保護を兼ね備える必要があります。製造管理・品質管理を高い水準に保つことを目的に、治験薬品質部門と治験薬製造部門を分離して組織するとともに、規則に準ずる施設の設置が求められます。

また、再生医療の分野に進出していくにあたっては、平成 26 年 11 月に施行された再生医療等安全性確保法の定める細胞培養加工施設の構造設備基準を満たすことが必要となります。具体的には細胞培養加工施設の構造、作業所、作業室、作業管理区域、清浄度管理区域、無菌操作等区域、貯蔵設備、試験検査の各施設・構造にそれぞれ設けられている基準をクリアし、販売する製品に外部からの異物やウイルス、癌化を促す細胞を混入させず、顧客企業や医療機関に安全性の高い製品を安定して供給できる環境を構築することが求められます。

以上の基準を全て満たし、安全性・有効性を高いレベルで確保できる設備投資を進めてまいります。具体的な費用として、新たなラボスペース及びクリーンルームの設置、インキュベーター・クリーンベンチ等の機器類、クリーンルームのメンテナンス費、設備運用人件費に総額 441 百万円を投じる見込みです。

② 臨床治験費用

日本国内において、再生医療等安全性確保法・医薬品医療機器等法が施行されたことにより、ヒトを対象とした治験期間を短縮して条件・期限付き承認を得て、条件付販売を行なえることとなりました。この承認制度により、再生医療制度等製品の早期の実用化が加速することが期待され、世界の研究機関・医療関連企業から大きな注目を集めております。その一方で再生医療では、人体へ及ぼす影響を最優先して考慮する必要があり、提供する製品の安全性を高いレベルで確保することが求められます。再生医療用の試薬製品・細胞製品の安全性を確保し販売に繋げるためには、相当数の臨床治験が必要になると見込んでおります。また、技術革新が進むことで、臨床治験を実施する範囲が広がることにより、治験人数が年度を追うにしたがって増加することを想定しています。

これら臨床治験費用として、治験者費、治験設計・運営に係る人件費、外部委託費（医師・CRO・薬事コンサル）、治験器具費に総額 1,320 百万円を投じる見込みです。

③ その他研究開発費用

再生医療用の試薬製品・細胞製品を展開していくためには、生産設備だけでなく、試薬・細胞そのものを GMP に準拠する臨床グレードに引き上げる必要があります。そのためには、既存原材料を再度見直すとともに、細胞作製プロセスを最適化するための再設計を行い、高いレベルで安全性・有効性を確保できるものにしていくことが求められます。具体的には、癌化の可能性を含む細胞の除外技術の向上、安全性の向上を目的とした動物由来の成分を極限まで縮小するための研究開発、安全性・有効性を確実に検証するための技術プロセスの構築、開發生産工程に係る効率化の促進などを想定しております。再生

医療用の試薬製品・細胞製品の事業化を実現するために、研究開発の段階から GMP 基準をクリアする技術環境を整備することで、再生医療領域において確実な安全性を確保することが可能な知見・ノウハウを高いレベルで蓄積してまいります。

これら研究開発費用として、人件費、消耗品費、試薬費、実験機器費に 440 百万円を投じる見込みです。

以上の施策を目的に、当社は平成 27 年 8 月 13 日、本新株予約権の発行を決定致しました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金や保全性の高い手法等で保管・運用する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金を再生医療事業の事業資金として、外部環境の進展にあわせ経営資源として迅速な投入を行うことで、当社の関連する再生医療市場において競争力を獲得すべく事業展開が図れ、当社の今後の発展に大きく寄与するものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が取引コストを勘案の上、行使コミット条項に基づく全部コミット及び部分コミットを完了するように各行使日において一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を 2,125 円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成 27 年 8 月 12 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し 9% 下回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いづれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役 3 名全員（うち社外監査役 3 名）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 4,000,000 株（議決権数 40,000 個）は、平成 27 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 51,925,750 株及び議決権数 519,141 個を分母とする希薄化率は 7.7%（議決権ベースの希薄化率は 7.7%）に相当します。そのため、本第三者割当による新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

なお、当社普通株式の直近 6 ヶ月（平成 27 年 2 月から平成 27 年 7 月まで）の 1 日当たりの平均出来高は 358,277 株であり、直近 3 ヶ月（平成 27 年 5 月から 7 月まで）の 1 日当たりの平均出来高は 469,974 株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数 4,000,000 株を、割当先の行使コミット期間である 80 取引日で行使売却とした場合の 1 取引日当たりの株数は 50,000 株（直近 6 ヶ月平均出来高の 14.0%、直近 3 ヶ月平均出来高の 10.6%）となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。

当社は、本第三者割当により調達した資金を再生医療分野への進出に必要となる費用に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化は、当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。したがって、本第三者割当による当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	Evolution Biotech Fund (エボリューション バイオテック ファンド)	
②	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資目的	
⑤	組 成 日	2015 年 (平成 27 年) 6 月	
⑥	出 資 の 総 額	払込資本金：50,000 米ドル 純資産：50,000 米ドル	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：EVO FUND 純資産：自己資本 100%	
⑧	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム	
⑨	国 内 代 理 人 の 概 要	該当事項はありません。	
⑩	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成 27 年 8 月 13 日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社グループの成長基盤となる iPS 細胞事業の強化を継続的に図っておりますが、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成 27 年 4 月に当社と割当予定先とのあっせんを行う EVOLUTION JAPAN 証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)から最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、

割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として新たに設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO FUNDの100%子会社であります。EVO FUNDは、関連ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd. (Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO Feeder Fund(c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。なお、EVO Feeder Fundは資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで株主は2名の英国人です。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社です。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるEvolution Biotech Fundは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針ですが、運用に対しては市場への影響を常に留意している旨を口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行う場合があります。ただし、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当の行使価額に影響を与える売付けを行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fundが50,000米ドルの払込資本金を有していると同時に、割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDから払込み及び行使に関して、必要な資金手当てを受けることが出来る旨口頭で確認しております。またEVO FUNDの財産の存在については、EVO FUNDが資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役社長横山周史氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である Evolution Biotech Fund およびアレンジャーである EVOLUTION JAPAN 証券と直接、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨を直接確認するとともに、Evolution Biotech Fund、及び同社と資本関係にある EVO FUND (Evolution Biotech Fund の 100%出資者)、EVO Feeder Fund

(EVO FUND の 100%出資者) が 反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、グローバルの新聞記事を網羅しているデータベース LexisNexis(本拠地アメリカ合衆国、Reed Elsevier Group plc 傘下)により横断検索を実施いたしました。また、割当予定先からは反社会勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。以上のことから、当社としては現時点で割当先等が反社ではないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

さらに慎重を期すため、第三者調査機関である東京エス・アール・シー (代表者:中村勝彦、所在地:東京都新宿区西新宿 4-32-13) に、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を依頼しております (調査終了予定日は平成 27 年 8 月 25 日)。第三者調査機関の調査等で反社会勢力の関与が認められた場合には、速やかに本件の実施を中止いたします。

8. 大株主及び持株比率

募集前 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	
SBI インキュベーション株式会社	4.97%
トランスサイエンス式ビー号投資事業有限責任組合	2.24%
株式会社 SBI 証券	2.22%
中辻 憲夫	1.92%
ニプロ株式会社	1.92%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1.88%
横山 周史	1.79%
コスモ・バイオ株式会社	1.34%
日本証券金融株式会社	0.88%
BNY FOR GCM CLIENTACCOUNTS (E) BD	0.85%

- (注) 1. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないため、募集後の大株主及び持ち株比率は省略しております。
2. 持ち株比率は、平成 27 年 3 月 31 日時点の株主名簿をもとに平成 27 年 8 月 13 日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。
3. 持ち株比率は、小数点第 3 位を四捨五入しております。
4. 今回の割当予定先以外の株主 (新株式発行前からの株主 (平成 27 年 8 月 13 日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く)) の所有議決権数の割合については、平成 27 年 3 月 31 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

9. 今後の見通し

本第三者割当による平成 28 年 3 月期連結業績に与える影響は軽微であります、開示の必要が生じた場

合には速やかに公表いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
連結売上高	- 百万円	461 百万円	567 百万円
連結営業利益	- 百万円	△93 百万円	△741 百万円
連結経常利益	- 百万円	△133 百万円	△457 百万円
連結当期純利益	- 百万円	△134 百万円	△452 百万円
1 株当たり連結当期純利益	- 円	△3.08 円	△9.01 円
1 株当たり配当金	- 円	- 円	- 円
1 株当たり連結純資産	- 円	107.34 円	136.45 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 27 年 8 月 13 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	52,240,750 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	17,810 株	0.03%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は当社役員向けストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
始 値	—	17,800 円	894 円
高 値	—	18,610 円	1,080 円
安 値	—	804 円	643 円
終 値	—	909 円	696 円

② 最近 6 か月間の状況

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始 値	722 円	736 円	693 円	670 円	693 円	652 円
高 値	743 円	738 円	700 円	710 円	748 円	658 円
安 値	703 円	668 円	671 円	651 円	644 円	565 円
終 値	743 円	696 円	671 円	710 円	650 円	611 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成27年8月12日
始 値	610 円
高 値	611 円
安 値	604 円
終 値	605 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(公募増資)

当社は、平成25年6月26日に株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（グロース）に上場いたしました。当社は、上場にあたり平成25年5月24日及び平成25年6月10日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成25年6月25日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 642,000株
- ③ 発行価格 : 1株につき 3,200円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額 : 1株につき 2,944円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額 : 1株につき 2,405.50円
この金額は会社法上の払込金額であり、平成25年6月10日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑥ 資本組入額 : 1株につき 1,472円
- ⑦ 発行価額の総額 : 1,544,331千円
- ⑧ 資本組入額の総額 : 945,024千円
- ⑨ 払込金額の総額 : 1,890,048千円
- ⑩ 払込期日 : 平成25年6月25日
- ⑪ 資金の使途 : iPS細胞事業の事業拡大を図るための設備投資資金及び研究開発費、米国・欧州・アジアにおける拠点の開設、拡充等の運転資金に充当する予定であります。
- ⑫ 調達した資金の充当状況 : iPS細胞事業の事業拡大を図るための設備投資資金に10,000千円を充当しました。残額についても上記「⑩資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。

(第三者割当増資)

平成25年5月24日及び平成25年6月10日開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（貸株人から借入れる当社普通株式194,500株（以下「借入株式」）の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

- ① 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 194,500株
- ② 割当価格 : 1株につき 2,944円
- ③ 発行価格 : 1株につき 2,405.50円
- ④ 資本組入額 : 1株につき 1,472円
- ⑤ 払込金額の総額 : 572,608千円
- ⑥ 払込期日 : 平成25年7月24日
- ⑦ 割当先 : SMB C日興証券株式会社
- ⑧ 資金の使途 : iPS細胞事業の事業拡大を図るための設備投資資金及び研究開発費、米国・欧州・アジアにおける拠点の開設、拡充等の運転資金に充当する予定であります。
- ⑨ 調達した資金の充当状況 : 上記「⑧資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。

(行使価額修正条項付き新株予約権の発行)

当社は、平成26年1月8日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月27日に本新株予約権を発行しており、同日付で本新株予約権の発行価額の総額の払込みが完了し、割当を行っております。

また、当社は同取締役会決議に基づき、メリルリンチ日本証券株式会社と平成26年1月27日にコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結しております。

なお、当社は、会社法及び募集事項の定めに基づき、平成26年6月11日付でメリルリンチ日本証券株式会社に対して本新株予約権の取得（買戻）を通知し、同月26日をもって、本新株予約権を取得（買戻）したうえで、直ちに消却しております。

本新株予約権の内容は、以下のとおりです。

割当日	平成26年1月27日
発行新株予約権数	60,000個
発行価額	新株予約権1個当たり1,500円（総額90,000,000円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	10,004,000,000円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	45,836,250株
当該発行による潜在株式数	潜在株式数 6,000,000株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は1,162円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、6,000,000株です。
現時点における行使状況	行使済株式数：1,880,000株 （残新株予約権数：41,200個、行使価額 1,162円（下限行使価額））
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	2,394百万円
発行時における当初の資金使途	① 海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費（4,000百万円） ②国内外における研究開発・生産拠点の設立及び設備投資費、研究開発費（5,000百万円） ③その他運転資金（1,004百万円）
現時点における充当状況	本新株予約権による調達額2,394百万円は「海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費」に充当する予定であります。

(第三者割当て増資：株式買取基本契約に基づく第1回割当て)

平成26年6月11日付でドイツ銀行ロンドン支店との間で締結された第三者割当てによる包括的新株発行プログラムの設定を目的とした株式買取基本契約に基づき、同日開催の取締役会において、同社を割当先とする第三者割当てによる新株式の発行(第1回割当て)を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

- ① 発行する株式の種類及び数：普通株式 800,000株
- ② 発行価格：1株につき 801円
- ③ 資本組入額：1株につき 400.5円
- ④ 調達資金の総額：640,800千円
- ⑤ 払込期日：平成26年6月27日
- ⑥ 割当先：ドイツ銀行ロンドン支店
- ⑦ 資金の使途：①海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費、②その他運転資金として充当する予定です。
- ⑧ 調達した資金の充当状況：上記「⑦資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。

(第三者割当増資：株式買取基本契約に基づく第2回割当)

平成26年6月11日付でドイツ銀行ロンドン支店との間で締結された第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的とした株式買取基本契約に基づき、同日開催の取締役会において、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行(第2回割当)を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

- | | | |
|----------------|--|----------|
| ① 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 | 800,000株 |
| ② 発行価格 | : 1株につき | 747円 |
| ③ 資本組入額 | : 1株につき | 373.5円 |
| ④ 調達資金の総額 | : 597,600千円 | |
| ⑤ 払込期日 | : 平成26年9月4日 | |
| ⑥ 割当先 | : ドイツ銀行ロンドン支店 | |
| ⑦ 資金の使途 | : ①海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A
関連費、②その他運転資金として充当する予定です。 | |
| ⑧ 調達した資金の充当状況 | : 上記「⑦資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。 | |

(第三者割当増資：株式買取基本契約に基づく第3-a回割当)

平成26年6月11日付でドイツ銀行ロンドン支店との間で締結された第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的とした株式買取基本契約に基づき、平成26年9月16日開催の取締役会において、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行(第3-a回割当)を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

- | | | |
|----------------|---|----------|
| ① 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 | 800,000株 |
| ② 発行価格 | : 1株につき | 804.6円 |
| ③ 資本組入額 | : 1株につき | 402.3円 |
| ④ 調達資金の総額 | : 321,840千円 | |
| ⑤ 払込期日 | : 平成26年10月6日 | |
| ⑥ 割当先 | : ドイツ銀行ロンドン支店 | |
| ⑦ 資金の使途 | : ①海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、
M&A 関連費、②その他運転資金として充当する予定です。 | |
| ⑧ 調達した資金の充当状況 | : 上記「⑦資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。 | |

(第三者割当増資：株式買取基本契約に基づく第3-b回割当)

平成26年6月11日付でドイツ銀行ロンドン支店との間で締結された第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的とした株式買取基本契約に基づき、平成26年9月16日開催の取締役会において、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行(第3-b回割当)を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

- | | | |
|----------------|--|----------|
| ① 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 | 400,000株 |
| ② 発行価格 | : 1株につき | 703.8円 |
| ③ 資本組入額 | : 1株につき | 351.9円 |
| ④ 調達資金の総額 | : 281,520千円 | |
| ⑤ 払込期日 | : 平成26年10月24日 | |
| ⑥ 割当先 | : ドイツ銀行ロンドン支店 | |
| ⑦ 資金の使途 | : ①海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A
関連費、②その他運転資金として充当する予定です。 | |
| ⑧ 調達した資金の充当状況 | : 上記「⑦資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。 | |

(第三者割当増資：株式買取基本契約に基づく第4回割当)

平成26年6月11日付でドイツ銀行ロンドン支店との間で締結された第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的とした株式買取基本契約に基づき、平成26年11月18日開催の取締役会において、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行(第4回割当)を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

- ① 発行する株式の種類及び数：普通株式 800,000株
- ② 発行価格：1株につき 634.5円
- ③ 資本組入額：1株につき 317.25円
- ④ 調達資金の総額：507,600千円
- ⑤ 払込期日：平成26年12月4日
- ⑥ 割当先：ドイツ銀行ロンドン支店
- ⑦ 資金の使途：①海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A
関連費、②その他運転資金として充当する予定です。
- ⑧ 調達した資金の充当状況：上記「⑦資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。

12. 発行要項

◇第10回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社リプロセル第10回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金8,500,000円
3. 申込期日 平成27年8月31日
4. 割当日および払込期日 平成27年8月31日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Evolution Biotech Fund に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は4,000,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 4,000,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金8,500,000円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、551円とする(以下「当初行使価額」という。))。
10. 行使価額の修正
 - (1) 本新株予約権は、平成27年8月31日から10価格算定日が経過する毎に行使価額が修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第23項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する10価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、①上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、②下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。上限行使価額は、当初908円とし、下限行使価額は、当初303円とする。上限行使価額及び下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額ともって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

平成27年8月31日（当日を含む。）から平成28年2月1日（当日を含む。）までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第23項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長される。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

1 5. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所 株式会社リプロセル 経営管理部
21. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を2,125円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. 市場混乱事由
- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
 - (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合
 - (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する

以 上